

デジタル教科書法案について

この法案は、デジタル教科書を正規の教科書として現在の紙の教科書と同等のものと位置付け、その普及と利用を促進することを目的として、関係法律上の「教科用図書」ないし「教科書」にデジタル教科書が含まれること、国や自治体等の責務、デジタル教科書の標準規格等について定めるものである。

この法案では、デジタル教科書を「児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形、音声又は映像を組み合わせたものに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム」と定義し、学校教育法第34条1項の「教科用図書」、教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項の「教科書」及び著作権法第33条の「教科用図書」がこの「デジタル教科書」を含むと規定することとしている。

また、これに対応して、教科書に関わる著作権上の特例をデジタル教科書に適合させるため、同法第33条を改正し、デジタル教科書のコンテンツも現行の教科書と同様に、学校教育の目的上必要と認められる限度において、児童生徒が使う端末に配信することができることとする。

これにより「デジタル教科書」は、法律上、現行の紙の教科書と同等のものとして、検定及び無償配布の対象となるとともに、現行と同等の著作権法上の特例を受けることとなる。

また、アクセシビリティに関しては、読み上げ、拡大等の機能に対応するデジタル教科書の普及や端末無償給付など、国は障害のある児童及び生徒がデジタル教科書を使用することができるために必要な措置を講じるものとする。

3つの論点

この法案は、下記の整理に基づいている。

1. 紙かデジタルか

- ア) 紙の教科書のみの利用
- イ) 紙の教科書とデジタル教科書の併用
- ウ) デジタル教科書のみの利用

上記3パターンの利用形態が想定され、いずれも可能とする。
学校及び自治体単位で上記3パターンを自由に選択できることとする。

2. デジタル教科書の内容について

- ア) 紙の教科書とほぼ同一の内容（例：紙の教科書のPDF版）
- イ) デジタル教科書ならではの表現を活用した内容

上記2パターンの内容が想定され、いずれも可能とする。
アの場合は、別途検定する必要はないと考える。
イの場合には、別途検定対応することが必要となる。

3. デジタル教科書の内容（コンテンツ）と端末との関係

デジタル教科書は、コンテンツのみを指すよう定義する。
そのデジタル教科書を正規教科書とするため、無償配信の対象となる。

しかし、デジタル教科書は表示端末と切り離れた利用は不可能であるため、表示端末の配布に関する整理が必要となる。

表示端末の配布について、無償、各家庭負担等議論の余地があるが、本法案では、表示端末も含めて、デジタル教科書の配信を受けるすべての児童生徒に保障するため、無償配布すべきという考え方をとった。